筑紫よかまち協議会組織図（令和２年度）

規約第１０条から第１９条までの規定について、図示すると次のようになる。

代議員総会（代議員 70人）
協議会の最高議決機関

顧問
協議会への助言など

役員会（会長、副会長２人、事務局長、会計）
事業計画・報告、予算・決算（案）の作成

事務局
協議会に関する庶務

監事（2 人）
協議会の会計監査

筑紫分団消防後援会
筑紫消防分団の業務の後援

運営委員会（役員会、部会長、区長等）
事業の立案、部会間の調整、部会への助言

よかまち区長会
各行政区に関わる事項の協議

広報委員会
協議会の広報活動

実行委員会
地域全体の事業の企画・運営

自然・環境	防災・防犯	子ども・若者育成 子育て支援	健康づくり・福祉 （高齢者・障がい者）	交流・地域の活性化	公民館活動
環境部会	**安全安心部会**	**次世代育成部会**	**健康福祉部会**	**振興交流部会**	**自治公民館連絡部会**
地域の環境美化と自然環境の再生の推進 ●地域の自然再生活動 ●河川の清掃や街路沿線の花植え実施	**地域の防災･防犯活動、安心に生活できる環境づくり** ●青パトの効率的運用 ●防災訓練の実施 ●被災時に備えた備蓄	**子育て家庭の支援及び地域の居場所づくり** ●「にぎやかな日曜日」の継続実施 ●人形劇とおもちゃの博物館の継続実施	**介護予防の推進、健康福祉部会構成団体のネットワークつくり** ●高齢者交流・介護予防でﾚｸﾘｴｰｼｮﾝの推進 ●「健康お笑い講座」年４回実施	**誰もが参加できる文化を生かしたまちづくり** ●歴史･文化･スポーツを通じた世代間交流	**公民館活動の推進** ●公民館活動を通して地域住民相互の連携と親睦を図る ●各種研修会に参加